

年俸の支給に関する規程

(総則)

第1条 公益財団法人さわやか福祉財団（以下「本財団」という。）に雇用されて常時勤務する職員のうち、年俸制を適用する職員（以下「年俸職員」という。）に対する報酬の支給は、この規程の定めるところによる。

(報酬の形態)

第2条 年俸制による年俸職員に対する報酬は、年俸及び諸手当とする。

(年俸)

第3条 年俸額は、当該年度における実績に基づいて定める。

(諸手当)

第4条 年俸のほか、諸手当として通勤手当を支給する。

(報酬の計算)

第5条 各年度当初において、年俸職員の能力に対応して、年俸基本額を定める。

2 年俸職員が求めるときは、毎月、年俸基本額の8割を12分した額に諸手当の額を加えた額を支給する。

(年俸の決定基準)

第6条 年度当初に策定される年俸職員の年間業務（以下「目標業務」という。）に対応して、年俸基準額を定める。目標業務が、当該年俸職員の能力相応であるときは、年俸基準額は年俸基本額と同額とし、これを超えるときはその程度に応じて増額し、これより低いときは同様に減額することとする。

2 年度終了時すみやかに目標業務の達成度を評価し、その達成度に応じて年俸基準額を増減して、当該年度における年俸額を定める。

3 年度の途中において目標業務を増やし又は減らしたときは、その実績を加味して年俸額を定める。

(年俸の支給)

第7条 年俸額が定められたときは、すみやかに、第5条第2項に基づいて支給された額を差し引いた残額を支給する。

2 年俸額が年俸基本額の8割に満たないときは、その額を、年俸基本額の6割を限度として、翌年の支給額から差し引く。

(年俸の決定)

第8条 年俸基本額、年俸基準額、年俸額、目標業務及び業務達成度は、本財団の職員そ

他の関係者及び当該年俸職員の意見を十分聴いた上、事務局長の補佐を受けて理事長が決定する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年6月18日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。